

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市墓園条例（昭和38年条例第45号）第8条第1項	墓地の使用の許可	企画総務課 住民福祉課

1 審査基準は、盛岡市墓園条例（昭和38年条例第45号）第7条及び盛岡市墓園条例施行規則（昭和39年規則第2号。以下「規則」という。）第2条に定める基準を審査基準とするほか、次のとおりとする。

（1）規則第2条第3号のやむを得ない事情は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合とする。ただし、青山墓園の普通墓地及び新庄墓園の芝生墓地に係る墓地使用許可の申請については、次のアからウまでのいずれの場合も認めないものとする。

ア 申請者が市に本籍を有するが転勤等のため市外に居住している場合

イ 申請者が将来市に住所を有する見込みである場合

ウ 申請者が岩手郡若しくは紫波郡又は八幡平市若しくは滝沢市に住所を有している場合

（2）規則第3条の墓地を使用することができる者であることを証する書類は、申請者の世帯全員の住民票の写しとする。ただし、青山墓園の普通墓地及び新庄墓園の芝生墓地に係る墓地使用許可の申請については、これに加えて埋蔵する焼骨の火葬許可証の写しとする。

2 標準処理期間は、30日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。